

愛知文教大学における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

《感染を疑わせる症状が出た場合》

- (1) 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、登校・出勤を禁止とし自宅待機とする。
すぐにかかりつけ医または居住地の受診・相談センター（保健所）に相談すること。
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者
 - ・上記以外の方で、発熱（目安として平熱より 0.5℃以上高い）や咳など比較的軽い症状が続く場合
- (2) 自宅、学内を問わず体調不良（比較的軽い風邪の症状）を感じた場合には、かかりつけ医に電話をして症状を伝えた上で、受診すること。
- (3) 自己の行動を記録（把握）すること。
- (4) 上記(1)及び(2)の場合、学生は大学の教務課および医務室へ、教職員は総務課へ速やかに連絡すること。
- (5) 出校・出勤再開の目安は、医務室の指示に従うこと。

《濃厚接触者となった場合及び感染と診断を受けた場合》

(1) 濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった場合は、以下の期間を自宅待機とする。その際、毎日朝晩 2 回体温を測定し記録すること。

- ①当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、5 日間（6 日目解除）。
- ②ただし、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キット（「研究用」ではなく国によって薬事承認された「体外診断用医薬品」に限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除可能とする。

[本学として濃厚接触者の疑いの目安]

- ・感染が疑われる者と同居（寮等含む）していた。
- ・感染が疑われる者と 15 分以上向き合って話をした。
- ・感染が疑われる者と一緒に食事をした。
- ・感染が疑われる者と狭い空間で長時間一緒に過ごした。
- ・感染が疑われる者とマスクの着用なく向き合って作業をした。
- ・感染が疑われる者と手を触れるなど直接的な接触があった。

【参考】 国立感染症研究所 感染疫学センター

濃厚接触者とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機等を含む）があった者
- ・適切な感染防御無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・その他 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

※ 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感等）を呈した 2 日前から隔離開始までの間

(2) 感染と診断された場合

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されているため、感染の診断を受けた場合には、以下の期間もしくは医師の許可が出るまで出校・出勤停止とする。また、診断が確定されず経過観察を指示された場合も出校・出勤しないこと。

①有症状患者（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが存在することから、検温など、自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が求められる。

*入院している者は発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除を可能とする。

②無症状患者

検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能とする。加えて 5 日目の検査キット（「研究用」ではなく国によって薬事承認された「体外診断用医薬品」に限る）による検査で陰性を確認した場合は 6 日目に解除可能とする。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが存在することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が求められる。

なお、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

【学生】

学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となります。

《出席停止の期間》

- ・ 感染した場合 → 治癒するまでの間
* 上記「(2)感染と診断された場合」に定められた期間
- ・ 濃厚接触者と特定された場合 → 上記「(1)濃厚接触者となった場合」に定められた期間

《新型コロナウイルス感染症による授業欠席の取扱い》

出席、遅刻、公欠等の取扱いに関する規程第 8 条により、所定の手続きを行った場合には公欠とする。

- (3) 同居人の感染が疑われる場合、あるいは同居人が濃厚接触者となった場合
その同居人が感染していないことが明確になるまで、自宅待機とする。
- (4) 上記(1)～(3)の場合、その他、判断に迷う場合には、学生は大学の教務課および医務室へ、教職員は総務課へ速やかに連絡すること。また、保健所等の指示に従うこと。

《感染者が出た場合の学内措置》

- ・ 感染が判明し、学内でクラスターが発生する可能性があると思われる場合、翌日より全学 3 日間の休校（土、日、休日を含む。）とする。ただし、状況により延長もあり得る。
- ・ 授業、部活動および学内施設の貸出等を禁止とする。
- ・ 教職員は業務上必要がある場合には、所属長の許可のもと出勤することができる。
- ・ 国、県、市、保健所等への連絡
- ・ 保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の施設、物品を消毒する。
- ・ 状況に応じて臨時の衛生委員会を開催する。

《海外からの帰国・入国者について》

全ての海外から帰国・来日した学生・教職員は、自宅待機や移動について各検疫所等の指示に従うこと。

《海外への渡航について》

留学等海外への渡航は、必ず事前に国際交流センターに相談し、慎重に判断すること。